

委 託 業 務 仕 様 書

- 1 委託業務は、この仕様書の定めるところにより実施するものとする。
- 2 委託事項
B S E 検査用検体輸送業務
- 3 委託期間
令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 輸送路線
岩手県南家畜保健衛生所（奥州市水沢佐倉河字東館 41－1）（以下「委託者」という。）から岩手県中央家畜保健衛生所（滝沢市砂込 390－5）までとする。
- 5 輸送車両の条件
 - （1） 通常積載能力 20kg 以上
 - （2） 車両能力 検体の変質を防ぐため荷室を定温に保てること
- 6 輸送の荷姿
B S E 検査用検体（以下「検体」という。）の入った塩化ビニール製輸送箱（クーラーボックス 15kg 程度）
- 7 輸送回数等
 - （1） 輸送は週 2～3 日程度とし、委託期間内で 98 回を予定する。
 - （2） 輸送日は、月単位で事前に委託者が指示し、変更又は輸送の取消は、輸送前日午後 5 時までに連絡する。
 - （3） 輸送は平日を基本とするが、場合により土日祝祭日の輸送を指示することがある。
- 8 輸送方法
 - （1） 集荷は、委託者庁舎で午前 12 時までに行う。
 - （2） 輸送は、可能な限り迅速に行い、午後 3 時までに岩手県中央家畜保健衛生所へ搬入する。ただし、委託者の都合により集荷が遅れた場合は、その時間を考慮する。
 - （3） 万が一、何らかの理由で指定時刻までに搬入できないと思われる場合は、岩手県中央家畜保健衛生所に連絡し、指示を受けることとする。
 - （4） 集荷及び輸送にあたっては、検体の破損等その取扱いに注意する。
 - （5） 不測の事故が発生した場合であっても、代替輸送により確実に輸送するものとする。
 - （6） 運搬に使用した輸送箱は、次の集荷時に、岩手県中央家畜保健衛生所の指示するところにより、委託者まで返還するものとする。
 - （7） 輸送中の事故は、受託者の負担とする。
- 9 受渡書
集荷した検体を岩手県中央家畜保健衛生所に引き渡したときは、受け渡しの内容を B S E 検査用検体受渡書（委託契約書 様式第 1 号付表）に記録するものとする。
- 10 業務完了報告
委託業務の完了報告は、「委託業務完了報告書」（様式第 1 号）に上記受渡書を添付して提出することとする。提出は、1 か月ごとに、翌月 10 日を目途に速やかに行うこととする。
- 11 その他
 - （1） 委託業務の実施にあたる職員は、健康でかつ運転業務に熟練した職員とする。
 - （2） 委託業務の実施にあたって必要とする輸送箱以外の器具その他の消耗品は、受託者が負担する。
 - （3） 受託者は、業務の遂行にあたり、善良な管理者の注意をもってあたること。
 - （4） この仕様書に定めのない事項について、必要と認めるときは、その都度委託者の指示を受けるものとする。

(様式第 1 号)

年 月 日

県南広域振興局長 様

住 所
会 社 名
代表者名

印

委託業務完了報告書

令和 7 年 5 月 12 日付けで締結した委託契約について、令和 年 月分が完了したので報告します。

記

- 1 委託業務の名称 B S E 検査用検体輸送業務
- 2 全体委託期間 令和 7 年 5 月 12 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 委託業務の実施状況 令和 年 月分 輸送回数 回
- 4 B S E 検査用検体受領の状況に関する証明書
様式第 1 号付表 B S E 検査用検体受渡書のとおり

(様式第 1 号付表)

B S E 検査用検体受渡書

令和 年 月分

[illegible]